

ものづくり支援センターしもすわ
新型コロナウイルス感染症予防対策製品・設備等補助金

(目的)

新型コロナウイルス感染症対策として必要とされる、感染症予防対策製品又は、設備等を購入・導入するにあたり、補助金を交付して町内事業者の事業の継続・発展に寄与する。

(対象者)

町内事業者または下諏訪商工会議所会員

(対象品目)

令和2年10月1日(木)～令和3年6月30日(水)までに購入・導入したものが対象

※ただし、令和3年6月30日(水)までに支払い及び設置が完了していること。

- A : 感染症予防対策に必要とされる製品
- B : テレワーク(リモートワーク)に必要とされる製品
- C : 感染症予防対策に必要とされる工事に係る費用
- D : その他感染症予防対策に必要とされる製品 ※対象品目の詳細については別紙参照

(補助率)

購入費用(税込)の 2/3 の金額 上限金額:10万円 (1事業者 1回 限りとする)

※ただし補助金額は1,000円未満切り捨て

(申請受付期間)

令和3年3月1日(月)～令和3年6月30日(水)

(以後の申請については、一切給付できませんので、ご注意ください)

(申請方法)

納品・購入代金支払い後、補助金申請書および必要書類をものづくり支援センターしもすわに提出し、決定後、補助金の振り込みを行います。

(提出先及び必要書類)

申請書提出先:ものづくり支援センターしもすわ(郵送可) 令和3年6月30日(水) 必着

必要書類:申請書、領収書または振込領収書、レシート(領収書の場合は、明細も添付してください)

※クレジットカード決済の場合については、利用明細書を添付

工事が付随している場合においては、見積書、工事施工前の写真、完了後の写真を提出

(お問い合わせ先)

ものづくり支援センターしもすわ:0266-26-2226 / 下諏訪商工会議所:0266-27-8533

申請書(様式は商工会議所HP及びものづくり支援センターしもすわHPよりダウンロード可能)

補助対象品目一覧表

【A：感染症予防対策に必要とされる製品】

(消耗品)

マスク（素材不問）・フェイスシールド・使い捨て手袋・使い捨てエプロン
手洗い用石けん・ペーパータオル・アルコール等除菌製品（消毒液・ウェットティッシュ等）

(機械・装置)

非接触型体温計・体表面温度計測サーモグラフィーカメラ・空気清浄機・空気洗浄機
エアコン（除菌機能等付き）・サーキュレーター・エアカーテン装置・加湿器
オゾン発生装置・紫外線照射器・二酸化炭素濃度測定器

(その他)

網戸・ビニールカーテン・消毒液手動ポンプ置台・消毒液足踏みタイプ台
ペーパータオルスタンド・飛沫防止対策用パーティション

【B：テレワーク（リモートワーク）に必要とされる製品】

パソコン・ウェブカメラ・マイク・スピーカー・タブレット端末・イヤフォン（ヘッドフォン）
Wi-fi ルーター・モニター・HDMI ケーブル

【C：感染症予防対策に必要とされる工事に係る費用】

換気扇設置・エアコン（除菌機能等付き）取付け・人感センサー照明
手洗用蛇口の自動化・トイレの自動水栓化・トリアージルーム（仮設でも可）設置

【D：その他感染症予防対策に必要とされる製品】

上記以外のもの・・・ものづくり支援センターしもすわへお問い合わせください。